

柳井市建設工事最低制限価格制度実施要領

1 趣旨

この要領は、柳井市契約規則（平成17年柳井市規則第52号）第12条の規定に基づく「施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付することとされたとき」（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 最低制限価格の設定

予定価格が1,000万円以下の建設工事の請負契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が130万円以下の土木系工事（土木等一般工事）、営繕系工事（建築工事）及び解体工事

予定価格から消費税相当額を除いた価格（入札書比較価格）に10分の9を乗じて得た価格から千円未満を切り捨てた価格

(2) 予定価格が130万円を超え1,000万円以下の土木系工事（土木等一般工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10」から千円未満を切り捨てた価格

(3) 予定価格が130万円を超え1,000万円以下の営繕系工事（建築工事）及び解体工事

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費等の7/10」から千円未満を切り捨てた価格

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下による。

ア イを除く営繕系工事及び解体工事

直接工事費に10分の1を乗じた額

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事、その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額

(4) 土木系機械設備工事、土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事

当分の間最低制限価格は定めない。

3 入札参加者への周知

最低制限価格制度により最低制限価格を下回る入札は、無効となることを入札執行前に周

知する。

4 入札の執行

入札の結果、最低制限価格未満の価格で入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、柳井市建設工事等指名審査会において定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。